

群馬県公立大学法人

# 令和5年度 年度計画

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
<b>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>
<b>1 群馬県立女子大学</b>	<b>1 群馬県立女子大学</b>
<b>(1) 教育に関する目標を達成するための措置</b>	<b>(1) 教育に関する目標を達成するための措置</b>
<b>ア 入学者の受入れ</b>	<b>ア 入学者の受入れ</b>
<p>① 国の高大接続改革の動向もみすえながら、社会の変化に対応するよう、アドミッション・ポリシーの見直しを行うとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの一貫性・連続性を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの一貫性、連続性を確保しつつ、国の高大接続改革の動向も見据えながら、アドミッション・ポリシーを継続的に見直す。</li> <li>令和5年度に文学部に文化情報学科を開設し、母体となる総合教養学科は募集を停止する。また、定員は20名から30名に増員する。</li> <li>国際コミュニケーション学部では、より多面的・総合的に評価・判定するために、令和6年度入学選抜試験から新たな配点に基づき実施する。</li> </ul>
<p>② 優れた資質を有する入学者を確保するため、現行の選抜方法の有効性の点検、改善を行うとともに、学部においては、国の高大接続改革に基づく新しい仕組みのもとでの選抜方法を構築、検証を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学選抜方法の有効性を点検し、必要に応じて改善を行い、質の高い入学志願者を確保する。また、入学選抜が円滑に実施できるよう、必要な準備等を徹底して実施する。</li> <li>選抜試験における追試験の実施については、文部科学省発出の令和6年度入学選抜実施要項に従って計画し、受験生の受験機会の確保を図る。</li> <li>本学の入学選抜方法を継続的に点検し、2年前予告を要する程度に大幅に変更する際は、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表する。</li> </ul>
<p>③ アドミッション・ポリシーに沿った質の高い入学志願者を確保するために、従来の広報活動の見直しを行うとともに、それを踏まえた、県内外の高等学校等に対する広報活動の強化といった、より戦略的な広報活動を検討し、展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学科や学部のアドミッション・ポリシーに沿って質の高い入学志願者を確保するため、入学時アンケート等の調査結果を参考に、本学・各学科や課程の特色や魅力などを明確化し、大学案内誌やウェブサイト、動画、高校訪問、大学説明会、出前授業などを通して、より効果的に高校生、保護者及び高校教員等に周知する。</li> <li>アドミッションポリシーに沿った学生の受入ができていないか、自己点検・評価活動の中で各学部・学科が検証する。また、広報活動がどのように大学選択に影響しているか等、アンケート結果を基に検証する。</li> <li>情報の発信にあつては、ICTも活用し、発信する情報内容を吟味するとともに、正確かつ迅速に、関連する県内外の高等学校等に情報が届くよう配慮する。</li> <li>「大学案内」及び「大学ウェブサイト」の構成及び内容の見直しを継続して行い、より訴求力の高い広報活動へつなげる。</li> </ul>
<p>④ 県立女子大学としての特性に配慮しつつ、県内高等学校等の生徒や保護者向けの学生募集活動を充実させ、優秀な県内入学者の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学実績のある県内高校への本学教員による高校訪問を実施し、直近の受験動向等の情報を収集する。</li> <li>高校訪問の際、本学の強みや各学部、学科・課程の特色ある取組や、在学中の学びと就職状況等を周知することで、出前授業の依頼数やオープンキャンパスの参加者数を増やし、もって志願者数の増加につなげる。その際、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、及びディプロマポリシーを積極的に広報するなど、大学についての理解につなげる。</li> <li>身近にある公立大学であることを実感してもらうために、大学見学・出前授業の依頼を積極的に受け入れ、発信力を強化する。</li> <li>外国語教育研究所等を主体とする県内高校生向けの事業を通して、県内における本学の存在意義の向上を図るとともに、高校生に対して、本学入学に対する動機づけを行う。</li> </ul>
<p>■指標：志願倍率          ■指標：定員充足率          ■指標：入学者数に占める県内出身者数の割合</p>	

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
<b>イ 教育の内容</b>	<b>イ 教育の内容</b>
<p>【学部教育】</p> <p>① 教養教育において、国際化する社会で、広い教養を備え、成熟した人間として行動できる力をもつ人材を育成するため、教養教育の充実を図る。また、「人材育成の方針」や社会動向を踏まえた、カリキュラム・ポリシーの見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の教養教育のあり方の点検を引き続き行い、中期目標で示された「人材育成の方針」や社会動向と照らし合わせながら、必要に応じてカリキュラム・ポリシーの見直しも行う。併せて科目の編成や実施体制についても改善を要する箇所を洗い出し、より充実した教養教育の実現を図る。</li> </ul>
<p>② 学部教育において、「人材育成の方針」や社会動向を踏まえた、各学部、学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の教育の質の向上を図るために、各学部、学科・課程の専門教育のあり方を点検し、必要に応じて改善を引き続き行う。中期目標で示された「人材育成の方針」や社会動向と照らし合わせながら、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性などの見直しを引き続き行う。</li> <li>・ カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、コースナンバリングについても見直し、必要に応じて改善を行う。</li> <li>・ 社会の情報化とDXが進む中、令和5年度に文学部に開設する文化情報学科では、文化・情報に深い理解を持った人材を育成するための教育を行う。</li> <li>・ 国際コミュニケーション学部は、社会とのより多様な連携を推進するため、新たな教育課程の検討に着手する。</li> </ul>
<p>③ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性のとれた専門教育科目を設け、その教育実践について検証するための全学的な仕組みを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門教育科目の教育の質の向上を図るために引き続き検証を行い、点検項目を整理するとともに、カリキュラム等の検証及び改善を行う。</li> <li>・ カリキュラム・マップを通して、ディプロマ・ポリシーと専門教育科目のカリキュラムとの整合性を確認し、必要に応じて適宜改善する。</li> <li>・ 令和3年度に作成し、令和4年度に本学ウェブサイト等にて公表したカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップ、それ以前に作成済みのコースナンバリングを用いて、カリキュラムの体系性や系統性を見直しを行う。</li> </ul>
<p>④ 授業科目ごとの学修目標や成績評価基準を含むシラバスの記載内容を点検するなど、授業の内容を充実させるための全学的な仕組み及び指針を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目の到達目標と令和4年度に修正した成績評価ガイドラインに基づく成績評価方法について、令和5年度も引き続きシラバスに記載された内容を組織的に見直し、必要に応じて修正を行う。</li> <li>・ アセスメントポリシーを用いて、学修成果・教育成果の可視化についての点検・改善を実施し、授業内容の充実を図る。</li> </ul>
<p>⑤ 複数の教員による合同授業など、これまでの形式や手法にはとられない、かつ教育効果の高い、新しいかたちの授業や教育的取組等の実現に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染拡大収束後の新しい時代に合った、海外大学との授業交流について、引き続き検討する。</li> <li>・ ICTを用いてオンラインで海外大学との交流を行う教育手法（COIL）に必要な教室整備を継続して実施する。</li> <li>・ 対面式授業、遠隔式授業、それぞれの利点や問題点等を洗い出し、新型コロナウイルス感染拡大収束後の他大学との連携によるハイフレックス授業等の導入について検討に着手する。併せて、教育活動の実施について検討を続けることで、学内のICT環境のさらなる整備や拡充の可能性を探求する。</li> <li>・ 外部講師を招へいするなどの授業の形式について、引き続きその具体的な在り方を検討する。</li> </ul>

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
<p>【大学院教育】</p> <p>⑥ これからの社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材や研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担う人材の育成のため、大学院教育の充実を図る。そのために、「人材育成の方針」や社会動向を踏まえた、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行う。</p>	<p>【大学院教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成の方針」とアドミッション・ポリシーとの整合性を確認した上、令和3年度及び4年度に見直しを行ったディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直しを引き続き行い、大学院教育の質の向上と充実を図る。加えて、学士教育同様、シラバスの記載内容を確認し、必要に応じて適宜改善する。</li> <li>・職業を有するなど社会人の大学院生にも受講しやすい環境づくりを実現するため、ICTを活用した教育活動の実施について引き続き検討する。</li> </ul>
<p>⑦ 学部教育からの発展的な段階にあるとの基本的認識のもとで、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性のとれた専門教育科目を設け、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各研究科において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性のとれた専門教育科目を実施する。</li> </ul>
<p>【卒業生・修了生の質保証】</p> <p>⑧ ディプロマ・ポリシーに沿って、卒業や修了を認定し、学位を授与することにより、質の保証を確保する。</p>	<p>【卒業生・修了生の質保証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に改正した成績評価ガイドラインに基づく成績評価基準を用いて、各学部及び各研究科は、ディプロマ・ポリシーに沿った単位の認定を行う。</li> <li>・学修者本人の学びの観点から、卒業生・修了生の学修成果の達成状況の可視化を試みる。</li> </ul>
<p>⑨ 卒業生・修了生の質的保証の一環として、教員免許状をはじめとする資格取得のための教育を効果的に展開する。具体的には、現職教員を講師に迎えての講義の開催、英語教育にあたっての、クラス分けの工夫等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得のための教育活動を担当する学内委員会等の活動充実を図る。併せて、学生教育の質の向上の観点から、県内関係機関と緊密に連携し、情報収集に努める。</li> <li>・英語教育にあっては、クラス編成や到達目標の設定の仕方等を継続的に検討し、レベルの底上げのため必要に応じた工夫等を行う。</li> <li>・国際コミュニケーション学部においては、令和5年度から、TOEIC SWの実施時期をこれまでの12月から7月に早め、そのスコアを3年次後期のプレイスメントに組み込むことにより、TOEIC SWに対する学生の動機付けを今以上に高める。</li> </ul>
<p>■指標：学生の授業満足度（5段階評価）</p> <p>■指標：英語運用能力の伸び（TOEIC） （国際コミュニケーション学部）</p>	
<p><b>ウ 教育の実施体制</b></p>	<p><b>ウ 教育の実施体制</b></p>
<p>① 全学的な視野を持って教育の実施体制を見直すための仕組みを構築し、関係する指針を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の内部質保証及び教学マネジメントの体制・仕組みを基に、内部質保証推進委員会において、教育の実施体制を含む本学の基本方針の実証及び適宜の見直しを行う。</li> </ul>
<p>② 教員の教育能力の向上のため、教育評価の仕組みを構築し、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の教育活動の達成目標・実施方法を専任教員ごとに設定し、その成果を学長等が評価し、教員の教育能力の向上に努める。</li> </ul>
<p>③ 教員の多方面にわたる教育活動の質の向上のため、教員間での授業参観や特別な配慮を必要とする学生への対応方法などに関する研修会の開催などのFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FD・SD研修会や教員間授業参観等を実施し、教職員の資質向上を図る。併せて、ハラスメント防止に関わる研修を含む、広義の教育活動の向上に向けた取組を行う。</li> <li>・研修活動全般に関する見直しを行い、より効果的な研修の在り方を検討する。</li> </ul>
<p>④ 教育に関する社会動向を的確に踏まえて、学生の学修意欲や教育効果をより高めるために、図書館の充実やICT等の活用、学習支援者等の確保などのより良い学修環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育に関する社会動向や学内の要望を踏まえ、学生の学修意欲や教育効果の向上のための施設整備を積極的に行う。また、学内の無線LAN環境やCALL教室でのハイフレックス授業対応の機器を駆使するなど、教育活動におけるICT技術の活用について検討する。</li> <li>・県と協議の上、老朽化した階段教室の大規模改修工事の検討を行い、教育設備の更新を順次行う。</li> <li>・附属図書館の利用促進に繋がる方策を引き続き検討する。</li> <li>・附属図書館において、引き続き教育研究に資する学術的資料を広く体系的に収集することに努め、電子ジャーナル等の電子資料についても検討を継続する。</li> </ul>
<p>■指標：FD研修参加率</p>	

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
<b>エ 学生支援</b>	<b>エ 学生支援</b>
① 学生個々のニーズに応じた学修指導の充実に努めるために、授業評価アンケートなどを定期的実施し、学修支援室の運営などの充実を図る。また、学年担任制度をはじめとした、学生生活についての支援、相談体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を授業担当教員に伝え、各教員が学生のニーズに応じた学修指導の充実に努める。また、必要に応じて、アンケート項目等の見直しを行う。</li> <li>・ 対面式、遠隔式の手法を各学部・学科・課程・研究科の特色に合わせて検討し、学生の学修支援を行っていく。</li> <li>・ 前期、後期の2回、教員による要支援学生対象の大学生生活フォロー面談を継続して行う。</li> <li>・ イングリッシュヘルプデスクを全学的に周知し、学生が意欲的に英語学習に取り組むことができるよう努める。また、TOEICやLinguaskill など資格取得や大学院入試等の試験対策にも対応するため、研究員だけでなく係員も積極的に支援に加わる。</li> </ul>
② 新入学生が新たな学修環境に円滑に適応していくための「新入生スタートアップ支援プロジェクト」の実施と運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新入生スタートアップ支援プロジェクトを実施し、新入生への入学時支援を行う。</li> <li>・ 学生委員会において令和5年度の結果を検証し、令和6年度におけるプロジェクトの検討を行う。</li> </ul>
③ 希望する学生が海外での学修等を経験できるように、新規プログラムの開発や留学時の安全対策教育の実施等を通じて、より充実した海外留学支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外留学支援プログラムに基づき、学生への留学支援を行う。</li> <li>・ 各種留学説明会を実施し、留学に対する興味関心を喚起する。</li> <li>・ 個々の学生の留学において計画立案から単位修得まで綿密なサポートを行う。</li> <li>・ 新規留学先を開発し、MOU（覚書）を締結することで、交換留学の充実を図るとともに、協定校からの受入を促進し、本学への留学生を増やすよう努める。自治体や企業と連携した海外インターンシップの情報を適宜学生に紹介する。</li> <li>・ 海外留学等で渡航を予定する学生を対象に、海外危機管理セミナーを開催し、安全対策を徹底する。</li> <li>・ 留学に関する危機管理体制に基づき、海外に滞在している学生の安全を確保するとともに、提携先企業と緊密に連携していく。</li> </ul>
④ 学生と就職先との的確なマッチングを目指し、キャリア支援センターを中心としたキャリア教育、就職支援活動の充実を図る。具体的には、働くことの意義の再確認からはじめて、より緻密な業界・企業研究を促し、最終的には、一対一の対応での就職指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階的なキャリア支援プログラムに基づき、学年に応じたキャリア教育と進路・就職支援を行う。</li> <li>・ 2年生は希望者、3年生は全員を対象として個人面談を実施し、きめ細かい進路指導・支援を行う。</li> <li>・ キャリア教育と就職支援において、社会及び企業等の採用活動のオンライン化・多様化及びインターンシップのあり方の変化などに伴い、動向を注視しながら学生に適切な情報提供を行うとともに、授業及びガイダンス等の内容改善を図る。</li> <li>・ 学生の便宜を図るため、引き続きオンラインでの個人面談も実施する。</li> </ul>
⑤ 定期健康診断はもとより、身体の不調、心の不調、また人間関係での困難といった各種の問題への適切な対応を通じて、心身の健康のための支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断を実施し、学生の健康状況等を把握する。</li> <li>・ 保健室や相談室等において、学生からの相談に細やかに対応することに加え、文学部では学科の学年担任が、国際コミュニケーション学部では、アカデミックアドバイザーが学生からの相談に対応する。</li> <li>・ 学生からの相談内容や件数等を把握し、相談体制等の検討を行う。</li> <li>・ ハラスメント防止のための取組を継続して実施し、学生及び教職員に対してハラスメントについて注意喚起を行う。また、相談窓口について更に周知し、問題が生じた場合には迅速に対応する。</li> </ul>
⑥ 学生からの要望や意見を受けとめる「なんでもオピニオンボックス」などを活用して、可能なものは改善し、学生が充実した学修活動を安心して行えるよう努める。また、サークル活動などの学生活動やボランティア活動などの学生の自主的な地域貢献活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生との意見交換会等を行い、学生ニーズの把握に努め、必要に応じて対応策を検討し、実施する。</li> <li>・ 学生自治会活動やサークル活動、ボランティア活動など、学生の自主的な活動を支援する。</li> <li>・ 学生からの要望を受けとめる「オピニオンボックス」について更なる周知を図り、迅速かつ適切に対応することで、学修環境の改善に努める。</li> </ul>

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
<p>⑦ 授業料の減免や奨学金に関する情報提供を随時行うとともに、S A、T A制度等を通じて、教育面からに限らず、経済面からも学生を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育面だけでなく、学生を経済面から支援する意味でも有益なS A制度、T A制度を実施する。また、学内での学生の活躍の促進のため、現行のS A制度及びT A制度の見直しを図る。</li> <li>・学生の経済的事情等を的確に把握した上、国の高等教育の修学支援新制度や授業料の減免等の支援を実施する。</li> <li>・国の高等教育の修学支援新制度及び授業料の減免、奨学金に関する情報提供は、入学時より定期的に行うとともに、有用な情報については、随時、学生に周知する。</li> </ul>
<p>■指標：留学者数          ■指標：キャリア支援事業数          ■指標：就職希望者の就職率          ■指標：S A、T A制度の利用数          ■指標：S A、T Aの担当者数</p>	
<p><b>(2) 研究に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>(2) 研究に関する目標を達成するための措置</b></p>
<p>① 教員の専門性に応じた基礎研究をはじめ、独創性のある、または先進的な研究や地域・社会の課題解決に資する研究等を推進するため、個人研究費の適正配分などの支援の仕組みを整備する。また、共同研究をはじめとする多様な研究形態への支援や、研究成果の発表に関する支援のありかたを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の研究活動を推進するため、研究支援全般の仕組みの整備に引き続き取り組む。</li> </ul>
<p>② サバティカル制度（長期研修制度）の導入による研究支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サバティカル制度に関する他学の状況調査等を実施し、引き続き制度導入に向けた検討を行う。</li> </ul>
<p>③ 外部資金獲得のための学内セミナーの開催や公募情報の学内への周知等により、科学研究費助成事業や、他の外部資金への申請件数の増加に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部資金獲得のための啓発活動、支援活動を行う。</li> <li>・外部資金に関する調査や教員への情報提供・申請支援等について、積極的に行う。</li> <li>・科研費などの競争的外部研究資金への申請を促すために、学内の特定教育研究費の仕組みなどを効果的に活用する。</li> </ul>
<p>④ 高性能の情報機器をはじめとする研究上必要な設備や、電子ジャーナルを含む、図書等の整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I C T機器を始めとする研究上必要な設備や電子ジャーナルを含む図書館等の整備を継続して行う。</li> </ul>
<p>⑤ 個々の教員における研究倫理に関する理解の深化、及びそれにそった研究活動の実行を目的として、遵守されるべき事項に関する講習会や、研究倫理に抵触する事例の紹介等を通じて、研究倫理教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遵守されるべき事項に関する研修会等を開催する。令和5年度は全教員を対象に研究倫理教育を実施する。</li> <li>・研究倫理に抵触する事例について、随時、全教員に対して情報提供を行う。</li> </ul>
<p>■指標：外部研究資金新規応募件数          ■指標：外部研究資金獲得件数          ■指標：受託・共同研究件数          ■指標：論文・著書・訳書等数          ■指標：研究発表件数</p>	
<p><b>(3) 地域・社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>(3) 地域・社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p>
<p>① 各種団体との連携を一元的に扱う部署を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会との連携を一元的に担う「地域貢献センター（仮称）」の設置に向けた検討を継続して行う。</li> </ul>
<p>② 国・群馬県・市町村の審議会等への参画等を通じて、政策・施策等の推進を支援する。国・群馬県・市町村と連携し、男女共同参画社会の実現といったような、地域の課題解決等に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、学部、学科・課程、附属機関、あるいは教員個人において、貢献活動を実施する。</li> <li>・地域や社会の課題に関わる施策やコンセプトを教員間で共有し、諸課題への積極的な参画を促す。</li> </ul>
<p>③ 学生や教員が、専門性を活かして企業等のイベントなどへ参加することを通じて、地域産業の活性化に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、学部、学科・課程、附属機関、あるいは教員個人において、貢献活動を実施する。</li> <li>・引き続き参加可能な事業やイベントに関する情報を収集し、広く学部や教員等に周知する。</li> </ul>

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（女子大学）
④ 県市町村教育委員会や小中学校及び高等学校と連携し、児童、生徒向けの教育の充実に向けた取組等を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学、学部、学科・課程、附属機関、あるいは教員個人において、貢献活動を実施する。</li> <li>・ 県や地域の教育委員会と連携し、小中高の学校が抱える問題の解決に向けて専門的見地からサポートする。</li> </ul>
⑤ 学生や教員が学修の一環として、地域の行事などに参加することを通じて、地元自治体、地域団体、NPO等と連携し、地域の活性化、文化振興等に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学、学部、学科・課程、附属機関、あるいは教員個人において、貢献活動を実施する。</li> <li>・ 参加可能な地域行事に関する情報を収集し、広く学部や教員等に周知する。</li> <li>・ 群馬学センターは群馬歴史資料継承ネットワークと連携するとともに、その拠点としての機能を一層強化し、地域における文化財防災の推進と文化財教育の振興に貢献する。</li> </ul>
⑥ 大学あるいは学部、学科、課程単位で公開講座等を開催し、県民の生涯学習の拠点となるよう努める。また、附属機関での活動等を通じて、広く、地域に貢献できる人材の育成に寄与する。たとえば、群馬学センターは、シンポジウム等を通じて、地域研究への県民の意識を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般県民に向けた公開講座等の開催、地域団体等が主催するセミナー等へ講師を派遣する出前講座を実施する。</li> <li>・ 群馬学センターは、県民の興味関心の高いテーマを取り上げ、夏・春の連続セミナー（各8回程度）と連続シンポジウム（年2回）を実施し、地域学ブックレット（年2回）を刊行することで生涯教育の推進を図る。</li> <li>・ 地域日本語教育センターは、県内在住の外国人に対し、日本語学習の機会を設け、必要に応じた支援を定期的、かつ継続的に行う。</li> <li>・ 外国語教育研究所では、以下の5つの事業を行う。①高校生対象 グローバル人材育成事業「明石塾」②高校生対象 県教育委員会連携のオンライン英語学習プログラム ③県民対象 英会話サロン「（オンライン）グローバルカフェ」④県内企業向け 社員英語研修 ⑤県内英語教員対象 指導力向上研修</li> <li>・ 外国語教育研究所は高大連携の観点から、アウトプット中心の英語授業に特化した授業展開プログラムを提供し、高校生の英語表現力アップに向けた指導を「モデル授業」として普通高校から専門高校まで幅広く行う。</li> </ul>
⑦ 駐日大使リレー講座の開催や、地域日本語教育センターの活動等を通じて、広く県民に対し、国際的な舞台や環境がより身近で現実的なものであることを示し、総じて国際社会や異文化理解に対する県民の意識向上に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「グローバルシチズンシップ・大使リレー講座」については、県民公開の可能性を検討し、実施が可能と判断された授業については公開する。</li> <li>・ 地域日本語教育センターにおいては、県民向けの多文化共生に関する講演会や県内各地区で日本語支援教育に取り組む方々のスキルアップに向けた講演・講義を開催する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指標：国・地方自治体・学会等の委員委嘱件数</li> <li>■ 指標：地域等との連携事業件数</li> <li>■ 指標：公開講座等の参加人数</li> <li>■ 指標：新卒者の県内就職率（学部ごと）</li> </ul>	

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（県民健康科学大学）
<b>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>
<b>2 群馬県立県民健康科学大学</b>	<b>2 群馬県立県民健康科学大学</b>
<b>(1) 教育に関する目標を達成するための措置</b>	<b>(1) 教育に関する目標を達成するための措置</b>
<b>ア 入学者の受入れ</b>	<b>ア 入学者の受入れ</b>
<p>① 大学の特色・魅力、活動状況、大学が求める学生像について、ホームページやオープンキャンパス、大学案内、高校での出前授業等を通して広く周知し、入学志願者数を確保する。</p> <p>② 大学が明示するアドミッション・ポリシーにかなった質の高い入学者を確保するため、国の高大接続改革の動向も踏まえ、資質・能力を多面的・総合的に評価できる入学者選抜方法を構築・実施し、その検証を通して継続的に改善を図る。</p> <p>■指標：志願倍率 ■指標：定員充足率（学部・研究科ごと）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の特色・魅力、活動状況、大学が求める学生像について、本学ウェブサイト、オープンキャンパス、大学案内、高校生を対象とした出前授業等各種媒体・機会を活用して効果的に周知する。</li> <li>JRの駅等の人が多く集まる施設において大学案内を配布するなどして、本学への関心を高める。</li> <li>大学院入試に関し、受験者確保に向けてニーズを分析・検討する。</li> <li>国の高大接続改革の動向を踏まえ、入学段階で身に付けているべき資質・能力等や、その評価・判定の方法・基準について、アドミッション・ポリシーに適切に記述されているかを引き続き検証する。</li> <li>本学のアドミッション・ポリシーが求める入学者が確保されているかという観点から入試制度を分析し、入学者選抜方法に関する評価・改善を継続する。</li> </ul>
<b>イ 教育の内容</b>	<b>イ 教育の内容</b>
<p>【学部教育】</p> <p>① 地域の保健医療を支え、社会に貢献できる人材を育成するため、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーの具体性・体系性の向上を図り、これらの適切性を定期的に検証し、その結果を学士課程プログラムの改善に結び付ける。</p> <p>② 普遍的な知識・技法に加え、自ら学び、考え、行動する力の源泉となる総合的な判断力、俯瞰力、倫理観を涵養するため、教養教育の充実を図る。</p> <p>③ 地域の保健医療を支える人材として必要な、最新の専門知識や技術修得のため、臨床経験豊富な教授陣による少人数教育や、学部合同のチーム連携授業等、本学の教育組織・教育課程の特色を活かした教育を行い、専門教育内容の充実を図る。</p>	<p>【学部教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3つのポリシーの目的・意義、ポリシー間の関連性、各授業科目とのつながり等に関して、教員の十分な共通理解を得るために継続的に情報提供する。</li> <li>学生の学修成果に関する情報、大学全体の教育成果に関する情報に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度の把握・測定、教育活動の見直し等に向け、教務システムの修学ポートフォリオ機能を本格的に運用開始する。データベースの取扱範囲を在学中の成績・自己評価のみならず、入試時から卒業後まで拡張するなど、教学IRの一層の充実に向けて準備を始める。</li> <li>保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び診療放射線技師学校養成所指定規則の改正に伴い変更した新カリキュラムに基づく教育を提供し、その結果の評価方法を引き続き検討する。</li> <li>アセスメント・ポリシーに基づく評価を通して、3つのポリシーの適切性・有効性の検証を継続する。</li> <li>P D C Aサイクルを適切に機能させ、教育プログラムの質の向上を継続して図ることで、教学における内部質保証を推進する。</li> <li>非常勤講師が担当する教養教育に対する学内の責任体制を強化し、授業評価アンケート等を通じて授業の質を評価することで、教養教育の充実を図る。</li> <li>地域の保健医療機関の実習指導者の意見を反映させるため、大学教員と実習指導者との合同会議を引き続き定期的に開催する。</li> <li>看護学部においては、看護師国家試験及び保健師国家試験の受験準備に対する支援を引き続き強化する。</li> <li>診療放射線学部においては、診療放射線技師国家試験及び第1種放射線取扱主任者国家試験の受験準備に対する支援を引き続き強化する。</li> </ul>



中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（県民健康科学大学）
<p>④ 学修目標を確実に達成していくため、授業計画を適切に定めるとともに、学生の視点に立った授業計画書（シラバス）を作成し、効果的・効率的な学修を促進する。また、自己学修時間の増加と学修の質の高度化を促す方策について検討する。あわせて、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスに当該授業とディプロマ・ポリシーとの関連性、具体的な学修目標とその達成度を測定する方法、評価基準を明示するとともに、記載された内容を組織的に点検し、必要に応じて教員に対して記載内容の改善を求める。</li> <li>・自己学修時間の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、単位の実質化について分析する。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実施した遠隔授業によって得られた知見を活用しながら、目標達成に向けた授業の展開方法を引き続き検討する。</li> </ul>
<p>⑤ 学生の学修意欲を一層引き出すため、学業成績と連動した教育上の取組を創意工夫する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績優秀者を選定し、卒業式において表彰する。</li> <li>・単位・成績と連動した進級・卒業を可能にする教育課程について評価し、必要に応じて改善を図る。</li> <li>・卒業研究配属など、学業成績と連動した取組について有効性を評価し、必要に応じて改善を図る。</li> </ul>
<p>【大学院教育】</p> <p>⑥ 質の高い保健医療のリーダー、教育者、研究者を育成するため、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーの具体性・体系性の向上を図る。また、これらポリシーの適切性を定期的に検証するとともに、学士課程との円滑な接続を図り、その結果を博士前期・後期課程プログラムの改善に結び付ける。</p>	<p>【大学院教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つのポリシーの目的・意義、ポリシー間の関連性、各授業科目とのつながり等に関して、教員の十分な共通理解を得るために継続的に情報提供する。</li> <li>・ディプロマ・ポリシーが、学生の学修目標及び修了生の資質・能力を保証するものとして機能するよう、継続して内容を検証する。</li> <li>・アセスメント・ポリシーに基づく評価を通して、3つのポリシーの適切性・有効性の検証を継続する。</li> <li>・PDCAサイクルを適切に機能させ、教育プログラムの質の向上を継続して図ることで、教学における内部質保証を推進する。</li> </ul>
<p>⑦ 地域の保健医療福祉施設等に勤務する社会人学生の教育ニーズを踏まえ、社会人学生の特性を把握し、学修・研究に取り組みやすい環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人特別選抜試験、長期履修制度、夜間開講、遠隔授業、集中講義等、社会人学生に配慮した措置を引き続き実施する。</li> </ul>
<p>⑧ 学生の希望や地域のニーズ等を的確に把握し、地域の保健医療福祉施設など学外教育資源も活用して教育内容の充実を図り、質の高い大学院教育を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保健医療福祉施設、地域団体、国内外の大学、企業等と連携した大学院教育を実施する。</li> <li>・社会人学生が勤務する保健医療福祉施設を対象とする課題解決型研究、実験研究の支援を引き続き継続する。</li> </ul>
<p>【卒業生・修了生の質保証】</p> <p>⑨ 成績評価基準を常に検証し、学内における成績評価の考え方、方針、水準等に関する共通理解・認識を徹底させ、適正な成績評価を実現する。</p>	<p>【卒業生・修了生の質保証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各授業科目の成績評価結果を点検することで、学修成果の可視化の前提となる成績評価の適切性を成績分布解析等で継続して検証し、その結果を教員にフィードバックすることで各教員の成績評価に関する理解・認識を向上させる。</li> <li>・成績評価ガイドラインに基づいた成績評価を実施することで、各授業科目における成績評価の適正化を図るとともに組織的に検証する。</li> </ul>
<p>⑩ ディプロマ・ポリシーに基づき卒業・修了認定を行い、卒業生・修了生の質を保証する。ディプロマ・ポリシー及び大学院の学位審査基準の適切性を定期的に検証し、必要に応じて見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成度を、授業科目を含めた直接的・間接的指標の達成度として関連付けた上で、科目レベル、プログラムレベル、機関レベルの学修成果の把握・可視化に継続して取り組む。</li> <li>・ディプロマ・ポリシー及び大学院の学位審査基準の適切性について、アセスメント・ポリシーに基づき複数の指標を組み合わせ引き続き検討する。</li> <li>・学部と同様に大学院教育プログラムにおける学修成果を把握するため、大学院修了生及び職場上司に向けたアンケートの実施の具体的な方法を検討する。</li> <li>・卒業生・修了生の質を保証するため、学修成果の可視化等、教学マネジメントを円滑かつ継続的に進めるために内部質保証委員会の下にIR部会を設置し、具体的な検討を開始する。</li> </ul>
<p>■指標：学生の授業満足度 ■指標：国家試験合格率（保健師、看護師、診療放射線技師）</p>	

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（県民健康科学大学）
<b>ウ 教育の実施体制</b>	<b>ウ 教育の実施体制</b>
① 全学的視野および大学の将来計画に基づいて教員配置を進めるとともに、大学教育改革を継続的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の将来計画に基づく全学的視野に立った教員配置を進める。</li> <li>大学の教員資格基準に沿って、教員の適正配置を進める。</li> <li>教員と職員等の協働を前提とした役割分担や組織的な連携体制を進めることで教育研究活動を実質化し、一層の質の向上を図る。</li> <li>大学設置基準改正及び教学マネジメント指針の内容を精査し、必要な対応を検討する。</li> </ul>
② 教員の教育指導力を向上させ授業内容の充実と学生の理解度を深めるために教員のFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数回のFD・SD研修会等を実施し、教職員の参加率を向上させる。</li> <li>全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施し、結果を各教員に示し、授業改善への取組に関する情報を組織的に収集・把握する。</li> <li>教員の教育指導力向上のため、ベストティーチャー賞の選考を継続し、受賞者を講師とする研修会を実施する。</li> </ul>
③ 学生の学修意欲や教育効果の向上を図るため、積極的にICT等を活用するほか、教室等の効率的な使用、教育設備の計画的な整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画期間中の教育設備の整備について、優先事項リストに基づき、計画的に実施する。</li> <li>新型コロナウイルスの感染拡大時においても教育効果を高められるよう、対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせる方法を引き続き検討する。</li> <li>看護学部では、新型コロナウイルスの感染拡大により臨地実習が制限される中でも看護実践能力を修得することができるよう、シミュレーター等のDX設備の整備・活用を進める。</li> <li>DXによる教育研究の機能を全学的に拡張し、教育の質の向上・高度化に結びつける。</li> </ul>
④ 大学図書館における資料提供・情報検索等のサービスの迅速化・高度化、またレファレンス機能や情報発信機能の向上を図るため、将来の図書館機能のあり方を構築し、順次改善を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口対応を引き続き充実させ、教員や学生の要望に応える。</li> <li>書架狭隘化を緩和する対応策として、保存年限を定めた一般雑誌を中心に廃棄を行う。</li> <li>電子ブックの導入効果の検証結果に基づき、さらなる導入について検討する。</li> </ul>
■指標：FD研修参加率	
<b>エ 学生支援</b>	<b>エ 学生支援</b>
① オフィス・アワー等、授業時間外の学修支援制度を構築・活用し、学生個々のニーズに対応した学修指導を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス・アワーのほか、担任制度やカリキュラム・アドバイザー制度を活用し、担当教員の連携により、成績不振・不適応学生の状況を迅速に把握し学修・生活指導を行う。</li> </ul>
② キャリア形成支援室を活用し、入学時から卒業後まで、学生の就職・進学に係る取組や、資格取得等を支援する。また、同窓会等と連携し、卒業生等による就職支援を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の就職支援のため、就職未内定者に対してICT等を活用し教職員が連携して適時適切な支援を継続して実施する。</li> <li>大学院への進学に向けた情報提供などの支援を充実させる。</li> <li>同窓会など他機関と連携しながら引き続き学生への就職支援の充実に努める。</li> </ul>
③ 学生健康相談室を設置し、保健師、カウンセラー、担当教職員を配置し、学生の抱える様々な悩みや、対人関係・心理適応上の問題等に関する相談体制を充実する。また、ハラスメント対策室は、学生に対するハラスメントの被害を未然に防止、あるいは問題が深刻化する前に迅速な対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス上の問題を抱える学生や障がいのある学生等を早期に発見し適切な支援につなげるための方策を、引き続き充実させる。</li> <li>学生及び教職員に対し、ハラスメントについて継続して注意喚起するとともに、相談窓口を周知し、問題が生じた場合には迅速に対応する。</li> </ul>
④ 定期的な学生アンケート調査の実施・分析や学生との意見交換会の開催等により、迅速かつ確かな学生ニーズの把握に努める。また、学年担任制度等により、進路や健康問題など、学生生活全般についての支援体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生アンケート調査は、時期や項目、回収率の向上を引き続き検討した上でICT等を活用し適時実施する。アンケート調査や学生との意見交換会で把握した学生の要望等については、学内で共有し学生生活を支援する。</li> <li>学年担任とグループ担任の2つの担任制度に加え、卒業研究担当教員も連携し、学生生活全般についてきめ細やかな手厚い支援を引き続き行う。</li> </ul>
⑤ 授業料減免、奨学金等、様々な経済的支援策を体系的に整理して情報提供し、「必要な時に、必要な支援」が行えるよう、環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料減免、各種奨学金及び高等教育無償化制度等の各種経済支援策については、学生に対し制度の趣旨及び必要な手続き等の充分かつ迅速な周知を引き続き行う。</li> </ul>

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（県民健康科学大学）
<p>⑥ 多様な経験を通じて健全な人格形成に資するよう、学生自治会、サークル活動など、幅広い学生活動を支援する。また、ボランティア活動等、学生の自主的な地域貢献活動を支援する。これらを通じて社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い活動制限が実施された場合でも、学生が健全な人格形成に向けた多様な経験をしていく機会を確保できるよう、学生自治会活動やサークル活動などの学生活動を積極的に支援するとともに、円滑な人的交流を継続できるよう環境整備を図る。</li> <li>・ 学生にとって安全かつ有意義と認められるボランティア活動の情報提供やそのとりまとめを通じて、学生が安心して自主的な地域貢献活動に取り組みよう引き続き支援する。</li> </ul>
<p>⑦ 学術交流協定に基づいた短期海外研修制度等を活用し、グローバルな視野で判断できる能力を育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の学会に参加し発表する学生や、国際学術誌に論文投稿する学生に対して、引き続き経済的な支援及びその他技術的サポート等を行い、学生の研究活動を支援する。</li> <li>・ 短期海外研修について、危機管理マニュアルをもとに実施の判断を行い、英語による授業受講、学生交流などを通じてグローバルな視野を養う。</li> <li>・ 医療を学ぶ学生の国際的な知見を広め、今後の自己の発達や進路決定に活かすことを目的に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う活動制限が実施された場合でも、ICT等を利用して国際交流セミナーを開催する。</li> </ul>
<p>■指標：就職希望者の就職率</p>	
<p><b>(2) 研究に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>(2) 研究に関する目標を達成するための措置</b></p>
<p>① 学部の専門性及び各教員の専門性に応じた独創的・先進的な研究、地域・社会の課題解決に資する研究を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域課題についての研究を引き続き支援する。</li> <li>・ 県内の保健医療福祉施設等の関係者との共同研究や共同事業を引き続き推進する。</li> </ul>
<p>② 科学研究費助成事業（科研費）等、外部研究資金の獲得に取り組む。この取組を通じて学術研究に係る研究課題の設定や研究計画の作成遂行に関する能力の維持向上につなげるとともに、研究水準の質的向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科研費等の外部研究資金への申請を促すため、教員に対するインセンティブを与える取組を実施する。</li> <li>・ 外部研究資金獲得に向けて、大学内の学部を超えた学際的研究を推進するために必要な研修会等を継続して実施する。</li> </ul>
<p>③ 外部研究資金の獲得を支援するため、公募情報の収集、学内への周知、申請書作成支援等を実施する体制を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部研究資金に関する情報を引き続き収集し、学内に周知する。</li> <li>・ 外部研究資金の申請に役立つ研修会等を継続して開催する。</li> <li>・ 引き続き、事務局が適切にサポートを行うとともに、申請書の作成支援を外部に委託するなど科研費の獲得を支援する。</li> </ul>
<p>④ 重点分野の研究に対して研究費を厚く配分するなど、適切な研究費配分を通じて研究活動を活性化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点分野の研究が促進されるように、引き続き有効かつ適正に学内研究費を配分する。</li> </ul>
<p>⑤ 論文発表や学会報告など多様な機会を捉えて研究成果を積極的に公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文発表や学会報告のほか、本学ウェブサイト、紀要等で研究成果や学会賞受賞等の情報を積極的に公表する。</li> <li>・ 紀要論文、博士論文等をオープンアクセスリポジトリ推進協会が運営するクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスJAIRO Cloudで公表し、オープンサイエンスの推進を図る。</li> </ul>
<p>⑥ 地域・社会の課題解決に資する研究実施のため、県内の保健医療機関をはじめ先端的な取組を行っている国内外の大学、企業等との連携強化を図り、共同研究、研究者の相互交流など、学外研究資源の効果的な活用を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の保健医療機関をはじめ国内外の研究機関、企業等との共同研究を引き続き実施する。</li> </ul>
<p>■指標：外部研究資金獲得件数 ■指標：受託・共同研究件数 ■指標：論文・著書・訳書等数 ■指標：研究発表件数</p>	
<p><b>(3) 地域・社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>(3) 地域・社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p>
<p>① 県内の保健医療機関等の協力を得ながら、学生の意向に応じつつ、一定の県内就職者数を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の保健医療機関等の求人把握に努めるとともに、ICTを用いて学生への迅速な情報の周知を図る。</li> <li>・ 県内医療機関、県内同窓会員等との連携によるキャリアガイダンス等を継続して実施し、地元就職のメリットを周知する。</li> </ul>

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（県民健康科学大学）
② 県内の看護師養成機関や保健医療機関等で教育的役割を担う教育担当者を育成し、「教育者を教育する」ことで地域医療に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護学教員養成課程において、1年間の本課程独自のカリキュラムに基づく教育を実施する。</li> <li>・ 県内看護職を対象に看護学実習指導者養成講習会を開催する。</li> </ul>
③ 県内の看護職や診療放射線技師職のニーズを踏まえ、専門職業研修や大学院での社会人教育等、大学の専門性を活かした地域医療への貢献を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師特定行為研修事業において、新たに1区分1行為（血糖コントロールに係る薬剤投与関連）を加え、3区分4行為を実施し、修了者を県内医療機関に継続して輩出する。</li> <li>・ がんプロフェッショナル（医学物理士、放射線治療専門技師）養成のための医学物理学講演会を行うほか、診療放射線技師の質の向上を目指し、健科大CT・MRI研究会事業、核医学研究会、診療放射線技師継続教育等事業、群馬県診療放射線技師会講習支援事業を実施する。</li> <li>・ 県内の看護職及び診療放射線技師職に対して、ICTも活用し看護職研究支援事業及び国際化研究支援事業を実施する。</li> </ul>
④ 地域の政策形成に寄与するため、健康福祉関係施策をはじめとする地域政策課題の解決に資する調査研究や審議会等へ参加するなど、地域との協働体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立病院との連携・協働による県立病院連携事業を実施し、新型コロナウイルス禍で卒業した新人看護師教育や人材育成、倫理的問題など、各病院が抱える課題の解決に取り組む。</li> <li>・ 群馬県または市町村との連携・協働による健康寿命延伸プロジェクト及び健康福祉政策事業を継続して実施する。</li> <li>・ 県内大学との連携・協力事業として、群馬大学「ダイバーシティ連携地域ネットワーク会議」及び「めぶく。プラットフォーム前橋」（地域人材の育成・定着に向けた産学官連携基盤推進協議会）」に参加及び情報交換を行う。</li> </ul>
⑤ 県内の他大学、保健医療機関、企業等との共同研究を通じて研究に関する地域連携を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療放射線技師継続教育等事業の一環として、MRIに関する他施設との共同研究を継続して実施する。</li> </ul>
⑥ 県民の多様な生涯学習ニーズを踏まえ、一般向け公開講座等の開催や大学図書館の学外者への開放を通じ、教員の専門知識や研究成果等の「大学の知」を地域社会に還元する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT等も活用して一般県民向けの公開講座等を開催する。</li> <li>・ 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、感染予防対策を実施しながら、一部の授業科目を「公開授業」とし、広く学外者の受講を受入れる。</li> <li>・ 新型コロナウイルスの感染対策を実施しながら、大学図書館を学外に開放する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指標：国・地方自治体・学会等の委員委嘱件数</li> <li>■ 指標：地域等との連携事案件数</li> <li>■ 指標：公開講座等参加人数</li> <li>■ 指標：新卒者の県内就職率（学部ごと）</li> </ul>	

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（共通）
<b>第2 大学間の連携に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第2 大学間の連携に関する目標を達成するための措置</b>
① 両大学の教職員や学生間の交流を促進して相互理解を深めるとともに、連携・交流について検討する組織を立ち上げ、具体的な取組を実施する。	・ 両大学の連携・交流について、法人事務局打合せ会議等を通じて両大学間の意思疎通を図り、引き続き具体的な取組を実施する。また、学生間、併せて教員間の具体的な交流についても検討を進める。
② 県内各大学との連携に向け、高等教育環境の充実や、地域社会の活性化に貢献するための取組について、各大学と協議・検討を行う。	・ 県内国公立5大学等による連携事業の実施等を通じて、関係大学間の交流を行う。
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b>
<b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b>	<b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b>
① 理事長及び学長のリーダーシップを効果的に発揮するため、定例的な会議等により意思疎通の緊密化を進め、迅速な意思決定が行える体制を構築する。	・ 理事長、学長、事務局長等による会議を定例的に開催し、法人として意思疎通の緊密化を図るとともに、各大学においては学長のリーダーシップを活かすことのできる現在の運営体制を維持する。
② 理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会等、各機関の役割分担を明確にするとともに、法人・大学の各組織間の連携強化を図り、機動的な運営を行える体制を整備する。	・ 理事会、経営審議会、教育研究審議会等の各機関が適切な役割分担の下、相互に連携して機動的な法人・大学の運営を行う。
③ 法人・大学の課題に適切に対応し、効果的かつ円滑な組織運営を図るため、教育研究組織及び事務組織のあり方について定期的に検証を実施し、必要に応じて組織の見直しを行う。	・ 法人及び大学の重点課題に適切に対応するため、教育研究組織及び事務組織の体制について検証を行い、必要に応じて組織及び人員体制を見直す。
<b>2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b>	<b>2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b>
① 優れた学識、経験を有する教員を確保するため、任期制の活用など、多様な人事制度を整備、運用する。	・ 優れた学識、経験を有する教員を確保するため、任期制等の課題及び効果を整理し、多様な人事制度の整備について引き続き検討する。
② 専門的な知識や経験が必要な業務分野において、プロパー職員の導入を検討する。	・ プロパー職員の導入に向け、令和5年度に採用試験を実施、令和6年4月より採用できるよう、具体的な準備を進める。
③ 教職員の育成と資質向上を図るため、適切な研修制度について検討、整備を進める。	・ 適切な研修を行うことにより、教職員の資質向上を図る。
④ 教職員の業績や活動が適正に評価される制度を構築し、評価結果に基づいた適切な処遇を行う。	・ 教職員の業績や活動に対する評価を引き続き実施し、適正な評価制度となるよう必要な検討を行う。
<b>3 効率的・合理的な業務執行に関する目標を達成するための措置</b>	<b>3 効率的・合理的な業務執行に関する目標を達成するための措置</b>
① 教育の質に配慮しつつ、事務処理の効率化、合理化を進めるため、業務のマニュアル化や両大学事務の共通化など業務改善の取組を推進するとともに、必要に応じ事務組織間の分掌事務や職員配置の見直しを行う。	・ 事務処理の効率化、合理化を図るため、業務のマニュアル化や両大学事務の共通化など業務改善の取組について、引き続き可能なものから実施する。 ・ 必要に応じて、法人及び両大学間の業務及び職員配置の見直しを行う。
② 事務局職員の能力と専門性の向上を図るため、学内外の研修への積極的な参加などによるSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を強化する。	・ 事務局職員の能力と専門性の向上を図るため、県や公立大学協会等の研修への参加を促進し、職員の育成に引き続き取り組む。
<b>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>
① 科学研究費助成事業や受託研究費をはじめとする外部研究資金に関する情報の収集や申請について組織的な推進体制を整備し、外部資金の増加を図るとともに、寄附金の受入れなど自己収入増加の取組を強化する。	・ 科研費等の外部研究資金に関する情報収集、周知及び申請等の組織的な支援を引き続き実施するとともに、支援体制を充実させるための検討を行う。自己収入増加につながる取組を行う。

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（共通）
② 両大学の契約事務等の共通化や外部委託の活用を進めるとともに、教職員に対するコスト削減の具体的取組の周知等により、経費の節減と効率的で適正な執行を図る。	・ 両大学の契約事務の共通化が可能な事務について引き続き検討し、その他の事務については共通化以外のコスト削減方を検討する。
<b>第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>	<b>第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>
<b>1 自己点検、評価等に関する目標を達成するための措置</b>	<b>1 自己点検、評価等に関する目標を達成するための措置</b>
① 各大学においては、教育研究活動等の質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、定期的に外部の認証評価機関による第三者評価を受審する。	・ 両大学において、毎年度自己点検・評価を実施する。 ・ 女子大学においては、令和5年度に受審する大学機関別認証評価に向けて、所要の準備を進めるとともに、各種問合せや実地調査の際に適切に対応する。 ・ 県民健康科学大学においては、内部質保証体制の機能強化を図り、P D C Aサイクルを適切に機能させる。
② 法人経営全般について、毎年度中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について群馬県公立大学法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。	・ 法人経営全般において、年度計画及び中間評価に係る中期計画の進捗・達成状況を自己評価し、その実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について群馬県公立大学法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。
③ 自己点検・評価、認証評価、群馬県公立大学法人評価委員会による評価結果について、法人、大学の活動の改善に適切に反映させる体制を整備するとともに、評価結果等について公表する。	・ 自己点検・評価、認証評価、群馬県公立大学法人評価委員会による評価結果等を公表するとともに、P D C Aサイクルにより法人・大学運営を継続的に改善する仕組みを整備・運営し、適宜見直しを行う。
<b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b>	<b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b>
① 法人・大学運営の透明性を確保するとともに県民への説明責任を果たすため、運営や財務の状況、評価結果等について、ホームページなどで積極的に情報の公開を行う。	・ 法人の運営や財務に関する状況等をホームページに掲載して積極的な情報公開を行うとともに、ホームページ掲載情報を整理して効率的な情報発信を行う。
② 大学の知名度向上を図るため、教育、研究、地域・社会貢献活動などの情報について、ホームページをはじめ多様な媒体の活用により、戦略的かつ効果的に発信できるよう広報体制を強化する。	・ 教育、研究、地域・社会貢献活動などの大学の情報について、各大学ウェブサイトへの掲載等、多様な媒体を活用することにより、積極的かつ効率的に情報発信を行う。
<b>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b>	<b>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b>
<b>1 施設・設備の保全・活用に関する目標を達成するための措置</b>	<b>1 施設・設備の保全・活用に関する目標を達成するための措置</b>
① 施設設備の点検を定期的に行い、教育研究環境の機能や安全性を確保するとともに、計画的な整備・改修により、その維持、向上を図る。	・ 施設設備の点検を定期的に行い、教育研究環境の機能や安全性を確保するとともに、優先度や実現可能性を考慮しながら、整備・改修を行う。なお、建物の大規模な改修、修繕については県と調整の上、実施する。
② 大学施設の有効活用を図るため、大学の教育研究活動に支障のない範囲で施設等の貸し出しを行う。	・ 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、大学の教育研究活動に支障のない範囲で施設等の貸し出しを行う。
<b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b>	<b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b>
① 労働安全衛生法及び学校保健安全法等の関係法令に基づき、法人・大学全体の安全管理体制を整備し、学生及び教職員の安全確保と健康の保持増進に努める。	・ 教職員の健康管理、職場巡視の実施により、安全・安心な教育研究環境を維持するとともに、学生及び教職員のメンタルヘルス対策に取り組む。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、危機対策本部で随時対策を検討し、適切な対応を実施する。
② 災害時や緊急時の危機管理マニュアルの策定や防災訓練の内容の点検及び必要に応じた見直しなど、危機管理体制を整備する。	・ 防災訓練の定期的な実施を通して、引き続き危機管理体制の点検を行う。避難経路を再点検し、支障があれば速やかに改修等行う。 ・ 大規模災害等の発生時に適切に対応するための事業継続計画（BCP）を教職員に周知するとともに、必要に応じて見直しを行う。

中期計画（参考）	令和5年度 年度計画（共通）
<p><b>3 社会的責任及び法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 不正行為防止などコンプライアンス（法令遵守）を推進するため、倫理関係諸規程の整備を進めるとともに、教職員に対する研修などにより周知徹底を図る。</p> <p>② 各種ハラスメントによる人権侵害を防止するため、相談や問題解決の体制を整備するとともに、教職員や学生に対する啓発活動を強化する。</p> <p>③ 省エネルギーやリサイクルの推進、廃棄物減量化など、環境に配慮した取組を進めるとともに、教職員や学生に対して意識啓発を徹底する。</p> <p>④ 情報管理の適正化を図るため、情報セキュリティ体制を整備するとともに、教職員に対する情報システム利用に関する研修会を定期的実施する。</p>	<p><b>3 社会的責任及び法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス関連諸規程・制度を周知するとともに、監査等の実施により内部統制を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。</li> <li>・ 各種ハラスメントによる人権侵害を防止するため、相談や問題解決の体制を随時見直しするとともに、教職員や学生に対する研修会等を実施し、啓発活動の強化を図る。</li> <li>・ 省エネルギーの推進や廃棄物の分別ルールについて検討し、減量化やリサイクルなど、環境に配慮した取組を進めるとともに、教職員や学生に対して意識啓発を図る。</li> <li>・ 法人として、2050年に向けたカーボンニュートラルにも取り組み、女子大学において、キャンパスのゼロカーボン化を目指すワーキンググループを中心として、引き続き環境に配慮する気運を全学的に醸成し、具体的な対応策を検討する。</li> <li>・ 情報セキュリティ体制の整備や教職員及び学生のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、必要なサイバーセキュリティ対策を実施し、セキュリティ水準の維持向上を図った。</li> <li>・ 改正個人情報保護法に基づき整備した法人規程に準じて、個人情報保護体制の推進を図るとともに、必要に応じて見直し等を行う。</li> </ul>
<p><b>第7 その他の特記事項</b></p>	<p><b>第7 その他の特記事項</b></p>
<p><b>1 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画</b> （省略）</p>	<p><b>1 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画</b> 別紙参照</p>
<p><b>2 短期借入金の限度額</b></p> <p>(1) 短期借入金の限度額 3億円</p> <p>(2) 想定される理由 事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p>	<p><b>2 短期借入金の限度額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期借入金の限度額 3億円</li> <li>・ 想定される理由 事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</li> </ul>
<p><b>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b> 予定なし</p>	<p><b>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定なし</li> </ul>
<p><b>4 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p><b>4 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</li> </ul>
<p><b>5 県の規則で定める業務運営に関する事項</b></p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 中期計画や中期目標を達成するために必要となる業務の進捗状況を踏まえ、施設設備の整備や老朽度合等を勘案した改修を行う。</p>	<p><b>5 県の規則で定める業務運営に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設及び設備に関する計画 中期計画や中期目標を達成するために必要となる業務の進捗状況を踏まえ、施設設備の整備や老朽度合等を勘案した改修を行う。</li> </ul>
<p>(2) 積立金の使途 第1期のためになし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積立金の使途 第1期のためになし。</li> </ul>

別紙《予算、収支計画及び資金計画》

(1) 予算

令和5年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>収入</b>	
運営費交付金	1,738
自己収入	750
授業料及び入学金検定料収入	737
雑収入	13
受託研究等収入及び寄附金収入	14
補助金等収入	107
目的積立金取崩	4
<b>計</b>	<b>2,613</b>
<b>支出</b>	
業務費	2,599
教育研究費	305
一般管理費	233
人件費	2,061
受託研究等経費及び寄附金事業費等	14
<b>計</b>	<b>2,613</b>

(注)金額は百万円未満を四捨五入しております。

(2) 収支計画

令和5年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	
経常費用	2,628
業務費	2,343
教育研究経費	267
受託研究費等	14
人件費	2,061
一般管理費	213
財務費用	0
減価償却費	73
臨時損失	0
<b>収入の部</b>	
経常収益	2,609
運営費交付金収益	1,738
授業料等収益	737
受託研究等収益	14
補助金等収益	107
雑益	13
臨時利益	1,072
純利益	1,054
目的積立金取崩	4
総利益	1,057

(注)金額は百万円未満を四捨五入しております。

(注)会計基準の改訂を見込み、経常収益に資産見返戻入益を計上していません。また、資産見返負債残高を一括して臨時利益へ振り替える会計処理により、1,072百万円の臨時利益（資産見返戻入益）を見込んでいます。

(3) 資金計画

令和5年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	<b>2,613</b>
業務活動による支出	2,549
投資活動による支出	6
財務活動による支出	58
翌年度への繰越	0
<b>資金収入</b>	<b>2,613</b>
業務活動による収入	2,609
運営費交付金による収入	1,738
授業料及び入学金検定料による収入	737
受託研究等収入	14
補助金等収入	107
寄附金収入	0
その他収入	13
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越	4

(注)金額は百万円未満を四捨五入しております。